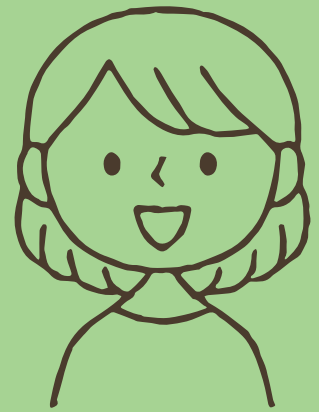
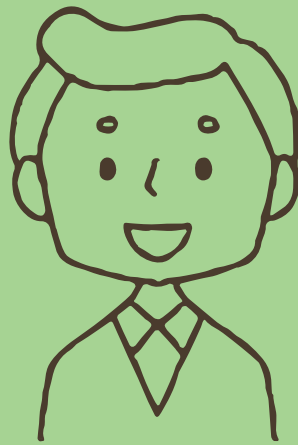




第3次遠賀町 男女共同参画社会推進計画 (令和2~11年度) — 概要版 —



令和2年 3月
遠賀町

男女共同参画社会とは

「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思で社会のあらゆる分野における活動に参画する機会を確保され、そのことによって男女が等しく政治的、経済的、社会的及び文化的な利益を受けることができ、かつ、共に責任を担う」社会です（遠賀町男女共同参画推進条例第2条第1号）。

計画の基本理念

**男女がともに認め合い
ともに活躍できるまちづくり**

「男女がともに認め合い、ともに活躍できるまちづくり」を基本理念とし、社会の制度や経済の変化によって左右されることのない、ゆるぎない男女共同参画社会の実現をめざします。

計画の基本目標

1. 男女共同参画社会実現への意識づくり

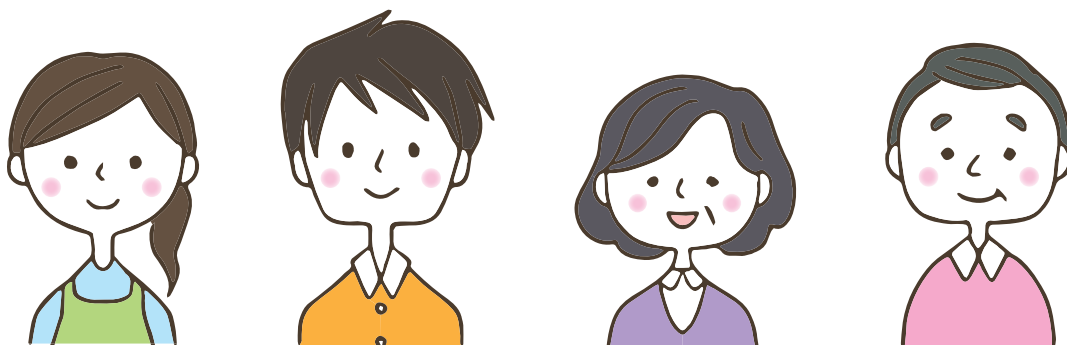
男女がお互いの人権を尊重し、性別によって生き方や働き方が制限されることなく、その個性と能力が十分発揮できるよう、男女共同参画の視点に立った意識づくりを進めます。

2. 男女がともに活躍できる社会環境づくり

男女がともに様々な分野に参加し、対等な立場で参画できるための環境整備や、自らの意思によって女性が職業生活を営むにあたり、その個性と能力を十分に発揮できるようにするため、男性の長時間労働の削減等の働き方の改革や、ワーク・ライフ・バランス（「仕事」と、子育てや家庭生活、地域活動等の「仕事以外の生活」との調和がとれている状態）の実現に向け、町民、事業者等への啓発を進めます。

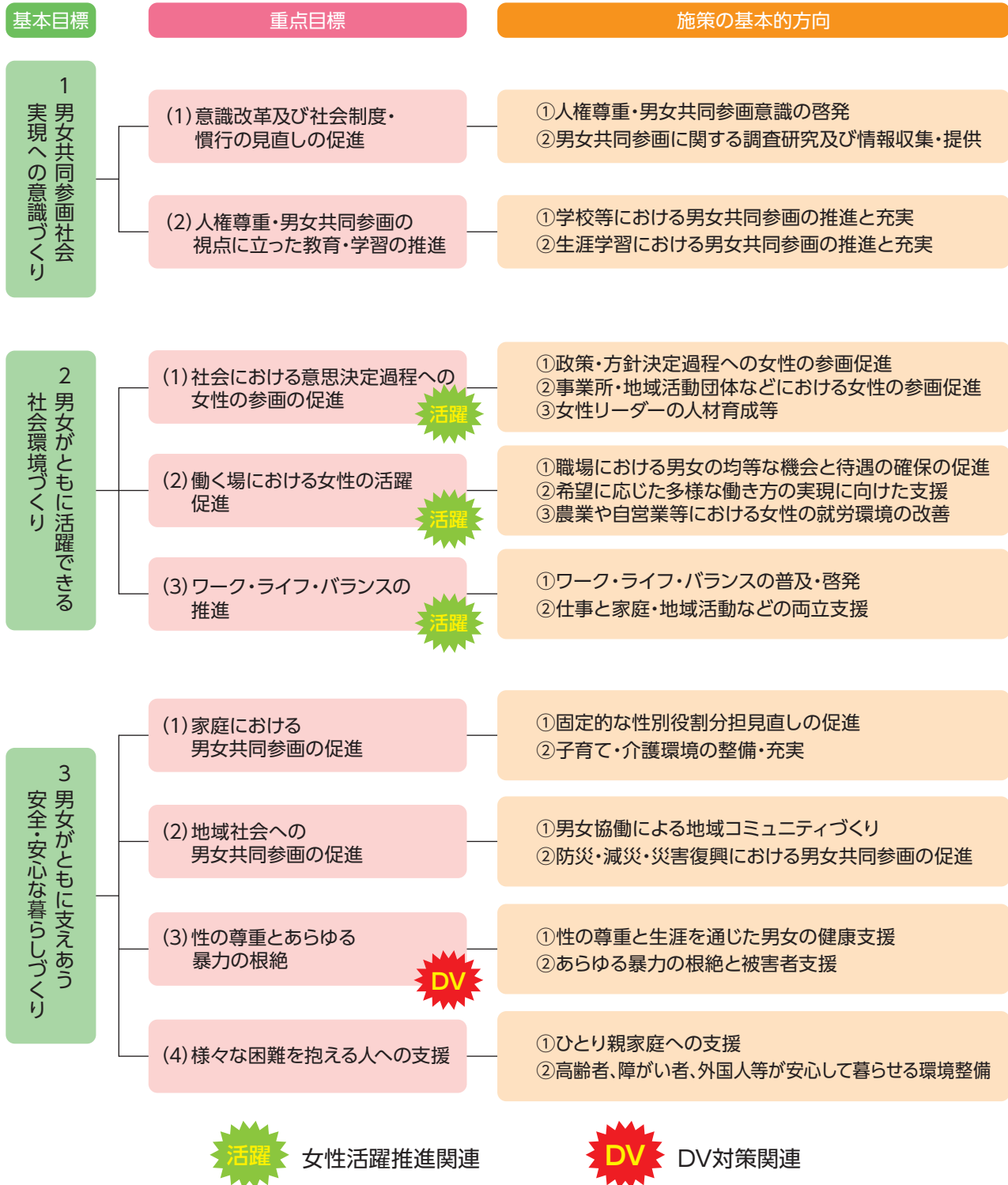
3. 男女がともに支えあう安全・安心な暮らしづくり

従来の固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、男女がともに支えあいながら、家庭生活や地域活動に主体的に参画し、健康で、暴力のない安全・安心な暮らしづくりを進めます。



計画の体系

3つの基本目標のそれぞれについて、その達成のための重点目標を掲げ、それに対応した現状と課題及び今後の取組を明らかにするとともに、その成果を確認するための管理指標と目標を設定します。



※この計画は、本町における「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画」であり、「女性活躍推進計画」と「DV対策基本計画」を包含しています。

※DV（ドメスティック・バイオレンス）…配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振られる暴力

基本目標達成のための取組

基本目標1 男女共同参画社会実現への意識づくり

重点目標1 意識改革及び社会制度・慣行の見直しの促進

未だに、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」といった固定的な性別役割分担に肯定的な人が少なくありません。
町民一人ひとりの中にある固定的な性別役割分担意識の解消と、それに基づく社会のしきたりや慣行の見直しを促進します。

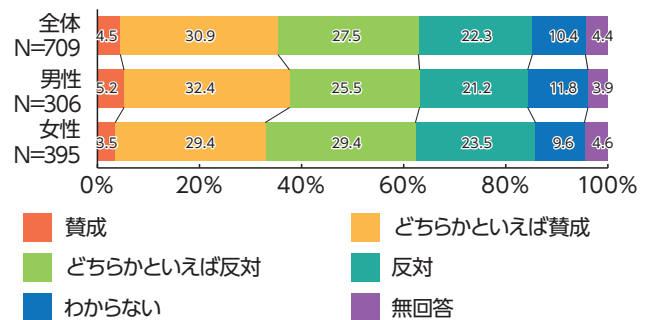


施策の基本的方向

- (1) 人権尊重・男女共同参画意識の啓発
- (2) 男女共同参画に関する調査研究及び情報収集・提供

主な管理指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和6年度)
「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について「反対」「どちらかといえば反対」の町民の割合	49.8%	60%
男女共同参画社会の「内容を知っている」町民の割合	37.5%	50%

●「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について



重点目標2 人権尊重・男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

男女の区別なく育てた方がよいという考え方が主流になる一方で、「男らしく」「女らしく」という考え方にも根強いものがあります。

性別にとらわれることなく個性や可能性を伸ばせるよう、人権尊重・男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進を図ります。

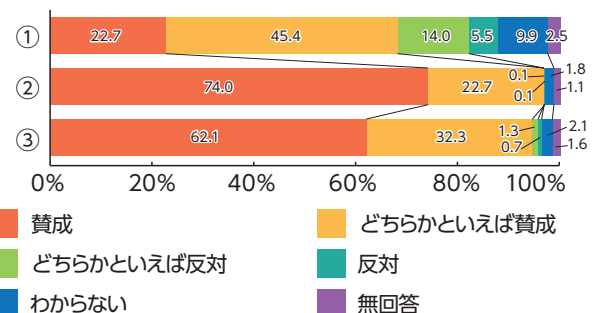
施策の基本的方向

- (1) 学校等における男女共同参画の推進と充実
- (2) 生涯学習における男女共同参画の推進と充実

主な管理指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和6年度)
学校教育の場では男女の地位が「平等である」と思う町民の割合	49.2%	60%
男女共同参画研修参加補助金交付制度による年間補助件数	9件	10件

●子育てに関する考え方について

- ① 男の子は男らしく、女の子は女らしく育てる
- ② 男の子も女の子も経済的に自立できるように育てる
- ③ 男の子も女の子も料理、掃除、洗濯など、生活に必要な技術を身につけさせる



基本目標2. 男女がともに活躍できる社会環境づくり（女性活躍推進計画）

重点目標1 社会における意思決定過程への女性の参画の促進

様々な分野で女性の社会進出が進んでいるにもかかわらず、意思決定過程への女性の参画は十分とはいえません。

女性が活躍できる環境整備を進め、社会における意思決定過程への女性の参画をさらに進めます。

施策の基本的方向

- (1) 政策・方針決定過程への女性の参画促進
- (2) 事業所・地域活動団体などにおける女性の参画促進
- (3) 女性リーダーの人材育成等

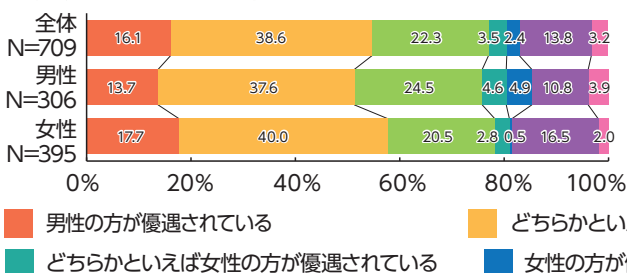
主な管理指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和6年度)
町の審議会等の女性委員の割合	35.9%	40%
自治会長に占める女性の割合	13.0%	20%
公民館長に占める女性の割合	8.0%	20%
町職員の役職者(係長以上)に占める女性の割合	21.3%	30%
女性人材バンクへの登録者数	17人	30人

重点目標2 働く場における女性の活躍促進

職場における幹部への登用、昇進・昇格、賃金などにおいては、依然として男女格差が存在します。

働く女性がその能力を十分に発揮できるよう、多様な柔軟な働き方ができる環境整備と、男女間格差の是正に向けた事業所の自主的かつ積極的な取組(ポジティブ・アクション)を促進します。

●職場における男女の平等感について



資料:男女共同参画社会づくりに向けた町民意識調査結果(令和元年度)

施策の基本的方向

- (1) 職場における男女の均等な機会と待遇の確保の促進
- (2) 希望に応じた多様な働き方の実現に向けた支援
- (3) 農業や自営業等における女性の就労環境の改善

重点目標3 ワーク・ライフ・バランスの推進

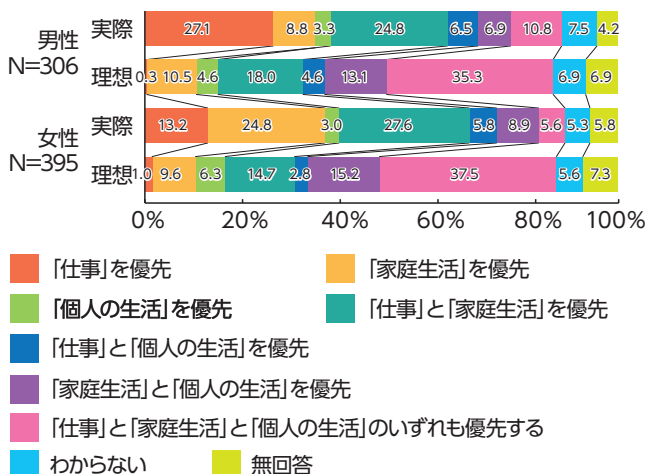
働きたい女性が仕事と子育て・介護等の二者択一を迫られることなく働き続け、その能力を十分に発揮することができるよう、ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発と、子育て・介護環境の整備・充実に努めます。

施策の基本的方向

- (1) ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発
- (2) 仕事と家庭・地域活動などの両立支援

主な管理指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和6年度)
町職員の男性の育児休業取得率	14.2%	20%
ぐっぴいの年間利用世帯数	2,187世帯 (H30実績)	2,200世帯
認知症サポーターの養成数(延べ人数)	969人	2,000人

●「仕事」「家庭生活」「個人の生活」の優先度について (実際の生活と理想の生活)



資料:男女共同参画社会づくりに向けた町民意識調査結果(令和元年度)

基本目標3. 男女がともに支えあう安全・安心な暮らしづくり

重点目標1 家庭における男女共同参画の促進

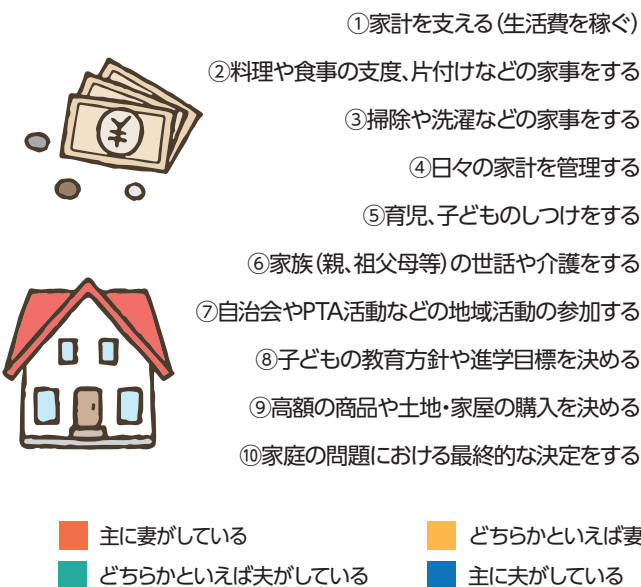
家庭における家事・育児・介護等は主に女性の役割となっています。

男性の家事・育児・介護等への参画を促進し、男女がともに家庭生活の役割を分担できるよう、男女共同参画への男性の理解促進と意識改革を図るとともに、子育て・介護環境の整備・充実に努めます。

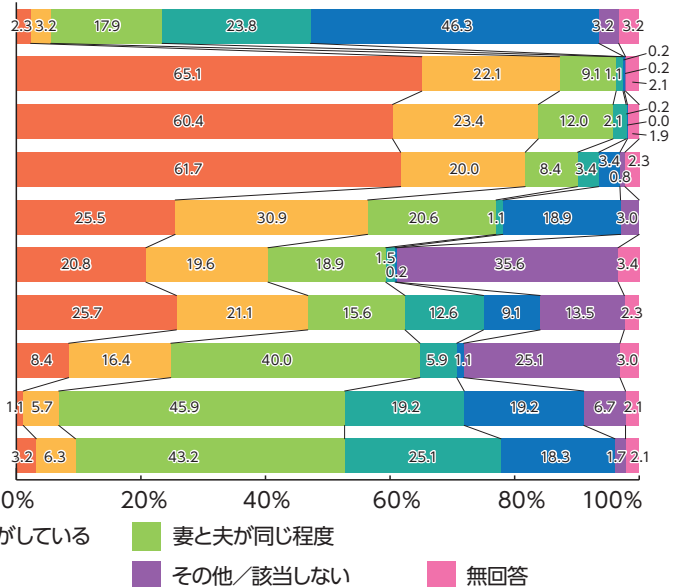
施策の基本的方向

- (1) 固定的な性別役割分担見直しの促進
- (2) 子育て・介護環境の整備・充実

●家庭における役割分担について



主な管理指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和6年度)
「育児、子どものしつけ」について、「主に妻がしている」「どちらかといえば妻がしている」と回答した町民の割合	56.4%	30%
「家族(親、祖父母等)の世話や介護」について、「主に妻がしている」「どちらかといえば妻がしている」と回答した町民の割合	40.4%	30%

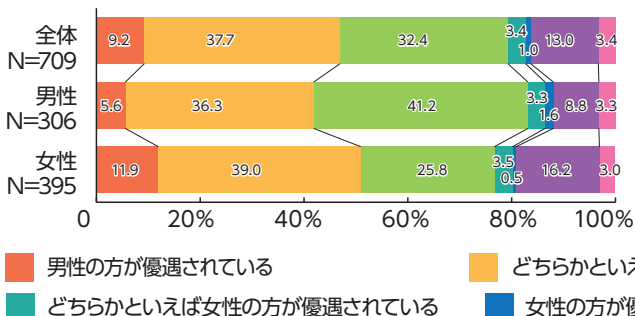


重点目標2 地域社会への男女共同参画の促進

地域活動の場で女性より男性が優遇されていると感じる割合は、男性よりも女性の方が高くなっています。

地域活動における男女共同参画の必要性について意識啓発を行い、男女協働による地域コミュニティづくりを進めるとともに、男女共同参画の視点を組み入れた防災・減災・災害復興対策に取り組みます。

●地域活動や社会活動の場における男女の平等感について



資料: 男女共同参画社会づくりに向けた町民意識調査結果(令和元年度)

施策の基本的方向

- (1) 男女協働による地域コミュニティづくり
- (2) 防災・減災・災害復興における男女共同参画の促進

主な管理指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和6年度)
地域活動や社会活動の場では、男女の地位が「平等になっている」と思う町民の割合	32.4%	50%
女性消防団員の人数	1人	3人

重点目標3 性の尊重とあらゆる暴力の根絶(DV対策基本計画)

男女共同参画社会の形成にあたっては、男女それぞれの性や身体的特性を十分に理解することが大切です。男女それぞれの性の特性に対する正しい理解を促進し、互いの性を尊重する意識の醸成と、生涯を通じた男女のこころとからだの健康支援を図ります。

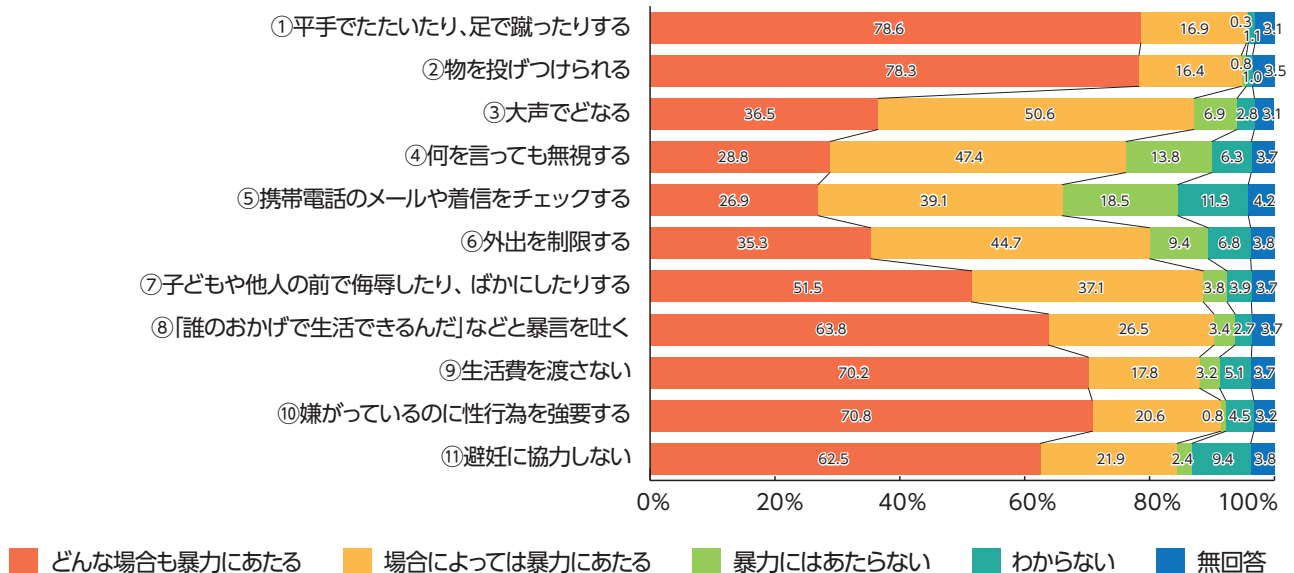
一方、DVやセクシュアル・ハラスメントなどの性別による人権侵害は、男女共同参画社会の実現を図る上で絶対に克服しなければならない重要な課題です。女性に対するDVをはじめとするあらゆる暴力を根絶するための基盤づくりを進めるとともに、暴力被害にあった町民の支援体制の充実を図ります。

施策の基本的方向

- (1) 性の尊重と生涯を通じた男女の健康支援
- (2) あらゆる暴力の根絶と被害者支援

主な管理指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和6年度)
DV防止法について「内容を知っている」と回答した町民の割合	36.0%	50%

● 次のようなことが配偶者・パートナーや恋人との間で行われた場合、それは暴力だと思うか



※ 上記①～⑪の行為は、すべてDVに該当します。

資料：男女共同参画社会づくりに向けた町民意識調査結果(令和元年度)

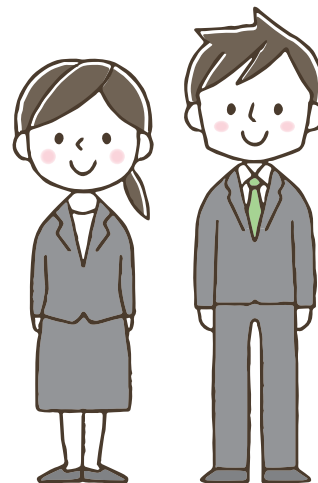
重点目標4 様々な困難を抱える人への支援

非正規雇用や単身世帯・ひとり親世帯の増加、またグローバル化の進展など、社会や経済の状況が急激に変化していくなかで、貧困や社会的孤立等の困難を抱える人が増加しています。

男女共同参画の視点に立ち、様々な困難を抱える人々が安心して暮らせるよう、行政や関係団体が密接に連携し、総合的な支援を行うとともに、相談体制を整備します。

施策の基本的方向

- (1) ひとり親家庭への支援
- (2) 高齢者、障がい者、外国人等が安心して暮らせる環境整備



(1) 庁内推進体制の充実

すべての町職員が男女共同参画の視点をもって業務を遂行するとともに、町役場が一つの事業所として、男女が働きやすい職場づくりの手本となるよう取組を進めます。

また、全庁をあげて男女共同参画を推進するため、定期的に「男女共同参画ワーキング」において、関係各課の進捗状況の把握を行うとともに、庁内の推進組織「男女共同参画推進委員会」において、推進上の問題や改善すべき点等を共有し、問題の解決を図ります。

(2) 町民・事業者等との連携の推進

町は町民や事業者等との連携を進め、事業を協働で実施したり、町民や事業者等が実施する男女共同参画に関する事業に積極的に協力したりするなど、協働による男女共同参画を推進します。

(3) 国、県、他市町村との連携及び協力

国、県、他市町村との連携や交流を図ることで男女共同参画に関する情報収集に努め、施策の推進に活かします。

(4) 計画の進行管理

計画に基づく施策の進捗状況の把握、点検、評価など進行管理に努め、その状況について「男女共同参画審議会」及び「男女共同参画推進委員会」への報告を行い、計画の着実な推進を図ります。



第3次遠賀町男女共同参画社会推進計画 概要版

発行 福岡県遠賀町
企画・編集 遠賀町福祉課
〒811-4392 福岡県遠賀郡遠賀町大字今古賀 513 番地
TEL (093) 293-1234
FAX (093) 293-0806
